

## 第4回稲沢市中小企業振興基本条例検討会議要旨（案）

【日 時】 令和5年6月20日（火）午後3時～午後4時30分

【場 所】 稲沢市産業会館3階 第2研修室

【出席者】 稲沢市中小企業振興基本条例検討会議委員（敬称略）

### 委 員

栗林芳彦	名古屋文理大学情報メディア学部情報メディア学科教授
井野正道	愛知中小企業家同友会稲沢地区会長
上田能徳	稲沢商工会議所専務理事
小澤康彦	祖父江町商工会事務局長
羽賀 治	豊田合成株式会社総務部長
佐藤隆行	いちい信用金庫稲沢支店支店長
村瀬幸基	愛知西農業協同組合営農部次長
石川 愛	一般社団法人稲沢青年会議所理事長
服部勝之	公募（稲沢市中小企業振興基本条例検討委員会委員長）
今井 実	公募（稲沢民主商工会会長）

### オブザーバー

伊藤 守	愛知県経済産業局産業部産業政策課主任
城山	愛知県経済産業局産業部産業政策課主事

【事務局】	足立和繁	稲沢市経済環境部長
	内藤邦将	稲沢市経済環境部商工観光課長
	寺澤佳秀	稲沢市経済環境部商工観光課主幹
	浅田さおり	稲沢市経済環境部商工観光課主任

【傍聴者】 3名

【会議次第】 1 委員長あいさつ

2 協議事項

(1) パブリックコメントの意見及び回答案について

・稲沢市中小企業振興基本条例の公開文案<資料1>

・パブリックコメントの実施結果<資料2>

(2) 中小企業振興会議の構成及び開催時期等について<資料3>

3 その他

【会議の概要】

※市ホームページで公開する議事録については、委員の名称は削除

## 1 委員長あいさつ

## 2 協議事項

### (1) パブリックコメントの意見及び回答案について

- ・稲沢市中小企業振興基本条例の公開文案<資料1>
- ・パブリックコメントの実施結果<資料2>

(事務局)

資料1、2に基づき説明

資料1の条例文案について、前回の検討会議における協議結果及びその後いただいた意見等をふまえ、若干の修正を加えた上でパブリックコメントの募集をした。

趣旨としては大きく変わらないが、前回の資料と比べると用語の使い方や語尾が変わっているところがある。また、前文の中で「地域内再投資」という部分に下線を引いているが、今回のパブリックコメントをいただいた中で非常に適切なお意見をいただいたので、変更の提案をする。

資料2について、5月15日から6月13日までの30日間パブリックコメントを募集し、5者から6件の意見をいただいた。

まず1件目として、「地域経済が持続的に発展するために地域経済が循環することが必要で、そのためには小規模企業者への特段の支援が求められる。小規模企業者の事業の持続的な発展に向けた配慮、市の責務に小規模企業者の事業に配慮した必要な措置が明記されており、評価する。」という意見をいただいた。

私どもが条例の一つのポイントと考えている小規模企業者への配慮については、中小企業者の中で小規模企業者が置いてきぼりにならないように、小規模事業者への振興を基本理念においていること、また市の責務として個別に小規模企業者への配慮について記載したことに関して評価をいただいた。

2件目は、「中小企業振興・経済活性化に向けた具体的な行動は、中小企業者・小規模企業者ほか各主体の自主性に期待しており、取組方法によっては条例が形骸化する恐れがある。条例の実効性を高めるには振興会議のメンバー構成が重要となるが、どのようにメンバーを募るか。」という意見をいただいた。

回答は、振興会議においては、意見の聴取のために商工会議所・商工会ほか中小企業団体に委員の推薦を求め、小規模企業者を含む中小企業者を対象とした枠を設け、広く公募を行ってメンバーを定めるとした。

2件目の意見の続きとして、振興策の具体的なイメージは人それぞれだが、この条例の内容が自分ごととして受け取ってもらう工夫が必要であるとの意見をいただいた。

これに対して、条例施行後は条例制定の意義等を市民に周知し啓発していくと回答した。

以上2件の意見は、条例を直してくださいというご要望ではなかったため、いただいたご意見に対する市の考え方を示すことにとどめた。

3件目の意見では、6つの項目に分けて提案いただいたので分けて回答する。

①は「地域で再投資を行い」という表現を「地域内再投資を行い」とすると良いとの意見であった。確認をしたところ「地域内再投資」は一般的に地域経済関係の論文や国でも使われている

ことが分かったため、変更するという回答にした。資料右側の備考欄には該当条文等を参考に記載した。

②は「工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努める」とあるが、受注機会の増大ではなくて受注そのものの増大を目指すべきではないかとの意見であった。これに対しては市の工事の発注等においては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争が求められており、公共から民間へ仕事を出すにあたっての基本的な方針である「官公需法」においても、法律の目的として「中小企業者の受注の機会を確保」との記載があるため、この条例においても「受注機会の増大」と記載をさせていただくのが良いと考える。

③は「中小企業者の役割」ではなく「中小企業者の努力等」に変更したらという意見であった。「小規模企業振興基本法」や、県内他市町の条例の中には、「努力等」という見出しをつけるものもある。この条例では、それぞれの関係機関に対して努力義務をお願いすることが基本とはなっているが、それぞれの見出しでは「役割」と表記しているため、中小企業者だけを「努力等」にする必要はないという趣旨で回答している。

④は振興会議の規定について、施策の推進に係る義務や責務の表現に改め、責任の重さを明確にしてほしいという意見であった。実際にこの条例を施行した後、中小企業の振興を図っていく責任や義務をどう果たすかということに関してはいろいろな運用の仕方があると思うが、振興会議が直接的に何かの推進母体として、例えば予算を預けて分配すること等は困難である。あくまでも振興会議は計画をつくったり、計画に対してご審議いただいたりという役割を果たしていただくことをこの条例では想定しているという回答とした。

⑤は第14条において「中小企業の振興に関する施策を推進するため、財政上の措置を講ずるよう努める」と記載しているが、「講ずるよう努める」だけでは、財政措置を保障されていないのではないかとの意見であった。これについては、予算は市議会で決めていただくものであり、条例において実効性を持った保証をするのは難しい、この条例の中では「必要な措置を講ずるよう努める」との記載が適当であると考えた。

⑥は条例の名称を「稲沢市中小企業・小規模企業振興基本条例」としてほしい、小規模企業者の規定や役割を増やしてほしいという意見であった。名称については検討会議の中でも議論いただいたが、小規模企業者に求める役割をあえて分けて記載するということがあまり適当ではないのという方向で定まったと思う。回答では、条例において小規模企業者への配慮等を規定している旨を示した。

4件目の意見では、市街化調整区域においていろいろな建築が困難であり、人口減少や産業等に影響を及ぼしているということで、市独自の規制緩和、空き店舗の利活用を進めるべきではないか。また、この方針を条例に謳うことが有効との意見であった。提言いただいた検討委員会の素案にも謳われていたが、回答として、土地利用に係る方針等は本条例への記載は適当ではなく、市の総合計画等で方針を規定するものと考えた。

5件目の意見では、条例において具体的な記載がなく、中小企業者としてどのような支援が受けられるのかわからないということであった。回答として、具体的な支援等については振興会議においてご協議いただくということと、直接窓口でご相談をお願いすると記載した。

6件目の意見では、市民として、この条例の制定により、市内で生産された製品やサービスの

情報が広く普及し利用しやすくなること、教育機関が地域の産業人材の育成に寄与していただけること、地域が活性化することを期待するという応援のメッセージをいただいた。

これに対しては、関係機関と連携・協力すること、また、この条例制定を契機として、地域の活性化に向けて取り組ませていただくということを回答として記載した。

(委員長)

1 件目のご意見について意見はあるか。

(意見なし)

2 件目のご意見について、前段の振興会議メンバー構成のことについてはいかがか。

(事務局)

実際の構成の話については、今日の資料3としてつけている内容であれば正式な回答として現段階で出し得る。

(委員長)

現行このように考えているということによろしいか。

(意見なし)

後段の「条例の施行を『自分ごと』として受け取ってもらう工夫が必要である」の『自分ごと』というのは市民にとってという趣旨か。

(事務局)

事務局としてはそう理解している。

(委員長)

こちらの回答についてはいかがか。

(事務局)

意見については、事務局としても条例を制定して市民の方へお知らせするタイミングを設けないのはもったいないと考えている。中小企業の振興に関する意識を少しでも持ってもらえるような周知ができないか、今日の後からの議題として諮りたい。

(委員長)

ではパブリックコメントの回答についてはこれでよいか。

(意見なし)

3 件目のご意見の①「地域内再投資」という表現については、先ほどの説明にもあったが問題

ないと思われる。

②「受注機会の増大」ではなく「受注の増大」をすべきとの意見についてはどうか。市の工事の発注方法は、先ほど説明があった。

(委員①)

「受注機会の増大」の方がよい。

「受注の増大」というと、現状の限られた方の仕事を増やすような形になってしまうので、新しい方も市の仕事に対して取り組める機会を増やすほうが適切ではないかと思う。

(委員②)

私も賛成で、公正な競争という意味で機会を与えるということで、受注するかしないかは受注者の自由なので、機会の増大という表現が適切だと思う。

(委員長)

多くの人にチャンスを与えるという意味では、「受注機会の増大」のほうが条例の趣旨にあっている。

(委員長)

③についてはいかがか。日ごろ中小企業の皆さんは経営に関して並々ならぬ努力をされているところだが、さらに努力を求めるのかという気がしないでもない。

(事務局)

資料1・4ページ「市の責務」を記載した第4条第1項から第3項までは「努めるものとする」としており、第4項だけは「講ずるものとする」と確定的な表現で記載している。第5条の「中小企業者の役割」については全て文末を「努めるものとする」としている。5ページ第6条以降の中小企業団体その他関係機関の役割、市民の方の理解・協力ということについても、文末の「努めるものとする」という記載を統一している。ここであえて中小企業者の見出しだけを「努力等」とする必要性はあまりないと考える。市の責務というのは、同じ努力義務の中でも一段高い努力義務だと理解している。そういう中で、市は責務として、その他の関係の方は役割という記載で統一をするというのが1つの手法ではないかという思いでこの回答案を作成した。

(委員②)

賛成意見ですが、第1条の目的のところでも「中小企業等の役割等を明らかにする」と記載しているため、もし「努力等」とするならこちらも直さなくてはいけなくなる。役割の中でそれぞれの立場の努力義務を定めるという構成なので、今の形でよいと思う。

(委員長)

他に意見がなければ、現行のままです。

(意見なし)

(委員長)

④については、振興会議に何らかの義務を課すものではないということで、事務局の回答でよいか。

(意見なし)

⑤についても、財政上の措置というのは、予算の議決という別の仕組みで決定するもので、この条例で保証できるものではないと考えられるがいかがか。

(意見なし)

⑥の条例の名称については、過去の会議でも議論させていただいたところで、基本方針として「中小企業者」という表現にまとめるとしていたので、現行の回答案でよいかと思う。

4件目の市街化調整区域については、この条例に記載する内容ではないとは思いますがいかがか。

(委員③)

産業振興の観点では土地利用の問題はあるが、回答としては現行のものでよいと思う。ただ、この方がおっしゃるような土地利用の問題については絶えず問題意識として持ち続けることが大事だと考える。

(事務局)

この意見については商工会議所からも土地利用に関する要望をいただいていたので、何とかこの条例に入れる手法がないか探したが、市街化調整区域を抑制する等、その点だけを明確に記載することは難しいと考える。

(委員長)

中小企業の振興の施策というのはいろいろなものが考えられるが、ある一点だけを具体的に記載するというのは難しいかもしれない。この意見を生かしていくとすれば、この後の振興会議の議題として重点的に取り扱うなどが可能か。例えばその回答の中にそういう文言を加えることも1つの方法ではないか。

(委員③)

最初に検討始める際、中小企業家同友会ほかで提言した条例案には、土地利用の問題についての記載があった。検討会議の中で、そぐわないということもあって割愛されたものと理解している。

(委員長)

では、回答としては現行の通りで、今後の議論の中で、土地利用の問題についてどういう扱いにするかを決めていくということによいか。

(意見なし)

(委員長)

5件目の意見は、条例に具体的な支援策や手続き等について記載がないというものであった。条例の趣旨として、中小企業者がどのような支援を受けられるかを明記するものではないと思う。

(事務局)

このご意見は多くの中小企業の皆さんの本音ではないかと感じている。

(委員長)

この条例ができることによって具体的に何かメリットがあるかというのは中小企業者の思うところであろう。

(委員①)

条例を作ることは、今年・来年の施策だけの話ではない。この先長い中で、行政も変わる中で考えていかななくてはいけない。

(委員長)

他に意見があるか。

(意見なし)

(委員長)

6件目の意見は、現行のままでよいかと思うがいかがか。

(意見なし)

(委員②)

3件目③の意見下から2行目の「中」はいらないのではないか。

(事務局)

削除します。

(委員長)

5名からの意見というのは、多いのか少ないのか。

(事務局)

これらの意見の中には、本日も来ていただいている愛知中小企業家同友会や民主商工会のかたからいただいたものもあり、やはり関心のある方というのはどうしても限られる。ただ、いただいた意見の一つ一つが非常に皆さんの実態に即したものになっていたもので、ありがたいと感じている。

(委員①)

パブリックコメントはホームページに掲載してあるということだったが、探しづらかった。ホームページのトップページにわかりやすく表示があったら、もっと意見があったのではないと思う。

(事務局)

今後意見をいただく際には注意していく。

(2) 中小企業振興会議の構成及び開催時期等について<資料3>

資料3により説明

(事務局)

前回の会議の時には振興会議の開催概要ということで振興会議の目的や内容、協議が予想される事項、振興会議の構成案、そして実施日程の簡単なものをお出しした。

今回はこのうちの振興会議の構成員についてご意見いただいて、方向性のある程度固めていきたい。もう1つは詳細な日程を共有させていただく中で、ご意見があれば伺いたい。

資料3の1(1)と(2)において、検討会議の構成と振興会議の構成を重ねて示させていただいた。検討会議については、稲沢市中小企業振興基本条例検討会議設置要綱を定めて、市の正式な会議体として集まっていたいただいており、要綱の第4条第2項第1号から第5号までにおいて構成を記載している。

第1号の学識経験者としては大学教授の方、また県の担当者の方に入っている。第2号として中小企業団体等の代表者、第3号として商工関係団体の代表者として大企業の方、農協の方にも入っている。第4号として金融機関の代表者の方、第5号のその他市長が認めた方として公募の委員の方に入っている。10名で構成している。

振興会議については、学識経験者として、経営経済分野等の大学教授等と記載した。他市においては国の方に入っているという例もあったので、国・県担当者等とした。こちらは1~2名で考えている。続いて、中小企業団体の代表者については3~6名と考えている。商工会議所・商工会等の方や、現在の検討会議には同友会の方にも入っているところだが、振興会議においても引き続き入っていただくとありがたいと考えている。

それから商工関係団体の代表者については、条例に規定する関係者として、支援機関、大企業、金融機関、教育機関等の代表者をこちらも最大6名ぐらいの枠で考えている。公募の委員については、先ほどのパブコメの回答にも記載したが、中小企業経営者の方と市民の方と併せて最低2名と考えている。

その他市長が必要と認めた方ということで、例えば青年会議所等市民活動団体の方や労働団体

の方にもご意見をいただけたらと考えている。

最大20名とした場合には、このような構成比になるかと思い、表に記載させていただいた。

委員の任期としては、第1期は令和5年度の条例施行後から委員の募集及び選定を始め、翌年度までの任期、それから第2期目は令和7年度から8年度までの任期で設定させていただいた。

振興会議の開催時期の案としまして、9月議会の議決が9月の頭にあり、条例の施行としてはそのあと適当な時期にということになる。11月1日が市制65周年の日になるため、その日に条例施行するのはどうかと考えている。

その前後で、まず各団体等に委員推薦の依頼について案内をし、併せて公募委員の募集について広報で案内をさせていただく。それから、推薦等委員の委嘱及び公募委員の選任委嘱をし、第1回振興会議のご案内をしていく。

11月の下旬から12月の初旬には第1回の振興会議を開催して、中小企業調査の実施について及び中小企業支援策の現状等を検討議題とした。

本日意見をいただいた土地利用に関しても、お話しさせていただくことが適当ではないかと思っているが、どういう議題にするのかを要望書もいただいている会議所と相談させていただきたいと考える。

令和6年に入り、2月下旬には令和6年度の予算の上程がある。3月中旬の第2回振興会議では、令和5年度の振り返りとともに令和6年度の支援策について説明をさせていただく機会をいただければと思っている。また、第1回目の振興会議の中で、次回の議論内容の提案等をいただく中で、議題を挙げさせていただきたい。

行政は11月には翌年度の予算を上げ、3月議会へ向けて内部調整を図っていくため、大きな制度改正は1年越しで検討していくことになる。令和6年3月の段階では、令和7年度に向けた事業の取捨選択等、具体的な提案・議論を振興会議の中でしていけたらと考えている。

令和6年9月中旬の第3回振興会議では令和5年度実績と令和6年度の支援策の推移や、令和7年度の支援策の方向性を固めていけたらよいと考えている。

このように、年2回は振興会議を開催させていただき、必要に応じて振興会議をサポートするような会議体を持つのか、それとは別で勉強会のような形でやっていくのかということもご議論いただければと思っている。

(委員長)

まずは構成メンバーについて意見等あるか。

(委員③)

(3) 商工関係団体の代表者のところに記載がある農業団体というのは、中小企業の振興には直接関係ないように思えるが、農業団体の方に入ってもらうことでどのような意見を期待しているのか。

(事務局)

中小企業振興基本条例自体は、地域経済全体の活性化を図るというものを最大の目的としている。その中で、農業関係は決して外せない産業であり、市の総合計画においても同様に謳っている。しかし、今回の検討会議には市の農業担当者は来てないということもあるので、今後の検討が必要と考えている。

(委員①)

条例の中でも、稲沢の地場産業としての植木・苗木についての記載がある。

商工会議所の植木産業部会にも参加しているが、なかなか新しい振興策は生まれてこない。小規模企業者として農業を含めて考えたいし、土地の利活用も稲沢として外せない部分であると思うので、その関係の方の意見をいただけるのであればメンバーに加えて問題ない考える。

教育機関の方については、中小企業者の採用という面でいうと中学・高校・大学の就職関係の先生方の意見をいただくとありがたいと考える。

(委員②)

今の説明では公募が2～3人ということだったが、パブリックコメントの2の回答のところではもっと多いような印象を受けた。「広く公募を行ってメンバーを定めて」という表現が、人数ではなくて、幅広く求めるっていうことを言っているのは分かるが、印象的にもっと多いように感じられた。

(委員長)

そのように受け取られる可能性はある。振興会議のメンバーをこういうような構成で考えているのであれば、誤解のないようなかたちでパブコメにも回答したほうがよい。

(事務局)

検討させていただいて、誤解がないような形で回答を修正する。

(委員長)

「公募した一般市民も含め」というような言い方だと差し障りがないかもしれない。

他にご意見は。

(委員④)

構成人数を12名から20名としているのはどうしてか。

(事務局)

何名までじゃないといけないという決めはないが、議題を挙げ、意思決定するための考えを取りまとめる場合に、20人までが適切かと考えている。ほかの会議においても20名を超える会議

はあまりないため、仮に20名までとさせていただいた。

(委員④)

公募の人数はもっと多くてもいいのかなというのが個人的な感想。自分が所属している団体以外にも活動している団体が多くあるので、そういった方たちにも来ていただけるといいと思っている。

(事務局)

人数を何人にするかはいろいろな考え方があるので、最終決定するにあたっては、今回いただいたご意見を踏まえながら決めていきたい。

(委員②)

人数は多くてもいいとは思ってない。公募のタイミングと人数の決定のタイミングはどちらが先かわからないが、広く公募するという中で、意識の高い市民の方々がたくさん応募したにもかかわらず2人になってしまうという訳ではなく、状況を見て5人にするというような柔軟性があったもいいと思う。

(事務局)

より広く公募を入れるのも一つの方法であるとの検討会議でのご意見であるので、少しでも反映させていきたい。

(委員①)

振興会議の説明の中で下部組織を作るかどうかの話があったが、福岡の田川市では、振興会議の下に4部門の実務者会議が置かれて、そこで市民の方々から出てきた意見を振興会議の中で取りまとめるという形で行われている。市民に広く公募をかけるのであれば、実務者会議を市民の皆さんに広く意見いただく場として設け、それをまとめる振興会議はある程度の人数で行うという形をとられたらよいかと思う。

(委員②)

市民の方の声を集めるという目的においてはそのやり方でいいと思うが、表に出る振興会議のメンバーを見たときに公募が2人になっていると目的が伝わりにくい。公募の委員は2人だがその下部組織では市民の方々の多くの声もいただっており、振興会議でその意見をまとめている等伝え方を工夫したほうがよい。

(委員長)

下部組織という言い方がよいかは別として、実務的な組織を別に設けるという方法はあると思う。先ほど事務局から話あったように、振興会議のテーマとしては、ただ単に中小企業の問題ではなく地域経済の発展というようなかなり広い視野で取り組むということであった。そこで、例

えば業種産業別の代表者について農業関係団体を呼ぶとして、ほかの製造業や商業、観光業等の市内の主だった産業の代表の方にも入ってもらった方がいいという話になるとどんどん膨らんでしまい、会議の目的が不明確になることも起こりうる。

会議の目的を今一度明確化して、それに最適な人選であったり構成であったりを考え、そこでは拾いきれないようなテーマがあれば別の組織で対応するというような構成もあると思う。

(事務局)

いろんな観点でご意見をいただいたが、条例は作ったけれども活かさないということにならないように、今後の振興会議に魂を入れていくことが大事だと思っている。我々も試行錯誤しながらやっていくので、皆様方からも引き続きご意見をいただければと思っている。

(委員長)

具体的なメンバー構成について、ご意見いただいた。

任期やスケジュールについてはどうか。基本的に年2回とある。

(事務局)

基本的には年2回で、その間をつなぐものを、振興会議を追加して実施するのか、別の組織を作ってご議論いただくのかを、令和6年9月に皆様に議案提案する時には決められると思う。今現在ではまだ決め切るのは難しいと考えている。

県の方に事務局案について何かアドバイスいただけないか。

(オブザーバー)

会議は県庁にはいっぱいあるが、どうしてもだんだん形骸化してしまうので、昨年度からやり方の見直しを始めた。よくあるのは、出席者の方にひと言ずつ話してくださいと予めお願いするような、行政側からコントロールを働かせる会議だが、そうならないためには会議の目的を明確化することが大事だと考える。

(事務局)

どんな目的を設定してやるのかということが重要というお話もいただいたので、少しでも意味のある会議になるようにまた知恵をお借りしたい。

(委員長)

予定された議題は以上となる。

### 3 その他

- ・ 条例の施行日及び条例制定に係る周知について

(事務局)

条例の施行日については11月1日を軸に庁内調整を始めている。

また、条例を制定したことの周知をできないかと考えている。小牧市は平成28年に条例を施行しており、施行にあたって資料4の両面のチラシと別にパンフレットも作成をされた。稲沢市においてもチラシの全戸配布を検討したいが、少なくとも各世帯に回覧でお知らせをしていきたい。

併せて公募についても、広報の記事だけではなくチラシなどで広く周知をさせていただいて、市民の皆様が条例制定を自分ごととして考えていただけるようにしたい。